

一般社団法人日本生物教育学会 国際交流委員会規程

〈名称〉

第1条 本委員会は、「国際交流委員会」と称する。

2 英語名称は“The International Exchange Committee”（略称 IEC）とする。

〈目的〉

第2条 本委員会は、日本の生物教育の向上及び発展、また世界各国の生物教育研究者との交流に資することを目的とする。

〈事業〉

第3条 本委員会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 各国の生物教育関連学協会との連絡、情報交換および交流事業に関すること

(2) 海外における生物教育についての情報などの紹介・提供に関すること

(3) 生物教育に関する国際的な交流・研究に関すること

(4) その他、第2条の目的を達成するのに必要な事業

〈委員会の構成〉

第4条 本委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長には理事1名をもってあて、理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。委員長は、委員会の運営を統括する。

3 委員長は、数名の委員を理事会に推薦する。委員は理事会の承認を得て、日本生物教育学会会長が委嘱する。

4 委員会に、委員長を補佐する事務担当者を置くことができる。事務担当者は、委員会において互選する。

〈委員の任期〉

第5条 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

〈委員会の開催〉

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。また、e-mail等による委員会を開催することができる。

〈経費〉

第7条 委員会の経費は、日本生物教育学会より支弁された費用によって賄う。

2 本学会の開催事業に海外研究者の参加、招聘を行う場合は、学会からの費用を受けることができる。ただし、その際には、理事会の承認を受けるものとする。

〈海外研究者の本学会事業への参加〉

第8条 本学会の会員でない海外研究者・教育関係者が、本学会の全国大会で研究発表などの会員資格をともなう行為をする場合、理事会での承認を受けることで認めることができる。

2 その他、必要な事項についても、理事会での判断にしたがうものとする。

〈規程の改廃〉

第9条 本規程の改廃は、日本生物教育学会理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、日本生物教育学会理事会の承認を経て2017年1月6日から発効するものとする。